

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会等に対し、全国の小・中学校、高等学校および特別支援学校を2020年3月2日から臨時休校するよう要請する通知が発出されました。

これに伴い、当社では通学定期乗車券の払いもどしについて、下記の通り対応をいたします。

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校およびこれらに相当する特別支援学校も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO定期乗車券、磁気定期乗車券）の払いもどしを希望されるお客さま。

※ 大学生相当（大学・短期大学・専門学校等）の通学定期乗車券および通勤定期乗車券をご利用のお客さまは対象外となります。

2. 払いもどし額の計算方法

2020年2月28日以降の最終登校日を通学定期乗車券の最終使用日とみなして、払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もございます。

また、最終登校日以降に定期乗車券を使用した場合、起算日は最終利用日の翌日となります。

※1 1か月以上有効期間が残っている場合に限り（使用した月数分の運賃を差し引いた額を払いもどしいたします）。

※2 通常の払いもどし同様、払戻手数料220円をいただきます。

例) 払いもどし額 = 購入額 - 使用経過月数分の定期旅客運賃 - 払戻手数料220円

※3 有効開始日から7日以内の通学定期乗車券の場合、購入額から使用日数分の当該通学定期乗車券区間の片道普通旅客運賃を2倍した金額と払戻手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします。

例) 払いもどし額 = 購入額 - 使用日数分の片道普通旅客運賃×2 - 払戻手数料220円

3. 払いもどし可能期間

当該通学定期乗車券のご購入日の翌日から1年間となります。

例) 2019年9月25日に購入した、2019年10月1日から2020年3月31日までの6か月定期乗車券の場合

⇒払いもどし可能期間は、2020年9月25日までとなります。

※ なお、進級により4月以降に有効な通学定期乗車券をあらためて購入予定のお客さまは、新たな定期乗車券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いをあわせてお手続きいたしますので、当該通学定期乗車券と通学定期券購入兼用証明書または学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参のうえ、定期券窓口にお申し出ください。

4. 払いもどし取扱箇所

京浜急行電鉄定期券窓口（品川駅・横浜駅・上大岡駅・横須賀中央駅）

営業時間 8：00～20：00

※ 京急線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券窓口へ向かわれる際は、自動券売機にて「定期券購入乗車券」をご購入のうえ、定期券窓口までご持参ください。（定期券購入乗車券は出場時も自動改札機から出てきますので、お取り忘れにご注意ください）

5. ご注意いただきたいこと

- （1）休校になった時点で使用していた通学定期乗車券をご持参ください。
- （2）学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。
- （3）払いもどしの際には公的証明書が必要となります。

※ 払いもどしに必要な証明書等は当社ホームページをご参照ください。

以 上